

第3期階上町地域福祉計画

【概要版】

(令和5年度～令和9年度)

ともに生き支えあう福祉のまちづくり

令和5年3月
青森県 階上町

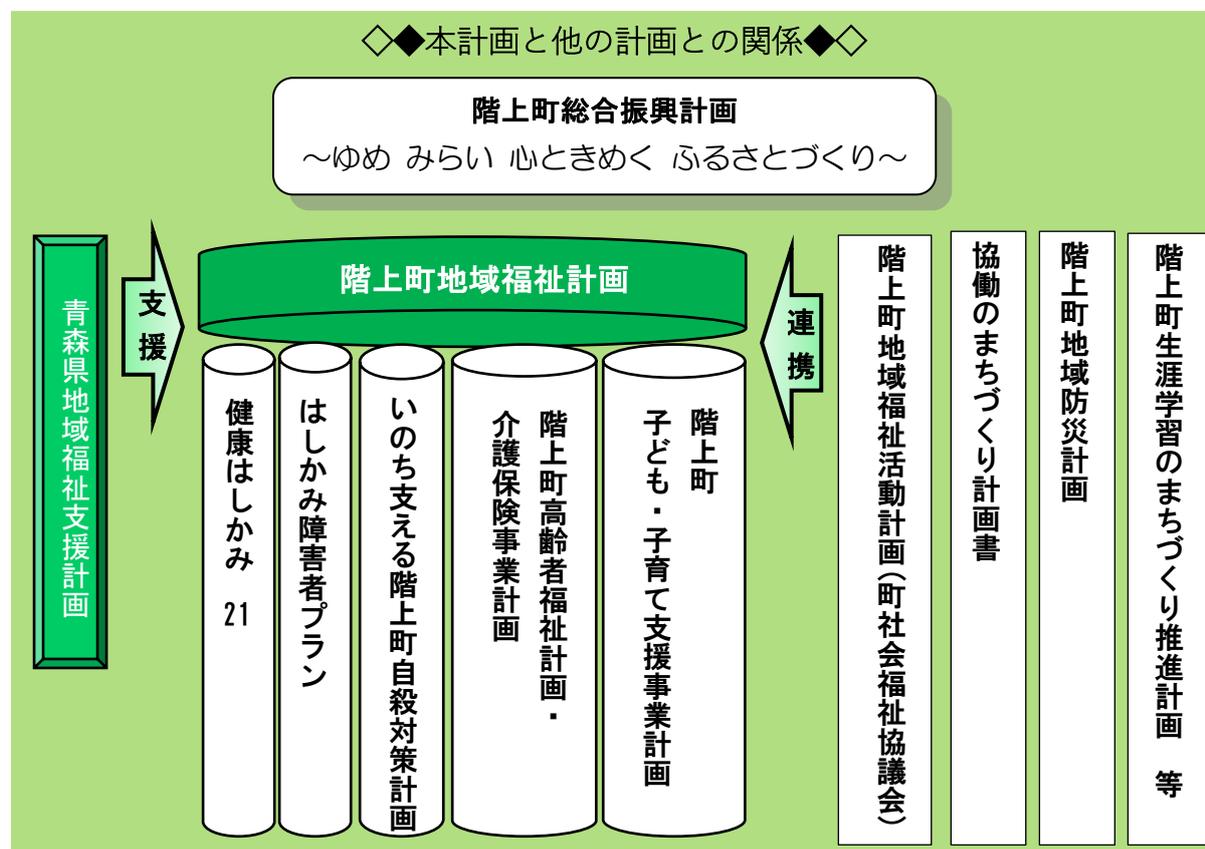
■ 計画策定の趣旨 ■

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である町が、地域福祉推進の主体である住民や社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す重要な計画です。

本町では、誰もが安心して地域に住み続けられるよう、住民一人一人が自立しながら、お互いに地域で助け合い、住民、行政、事業者、ボランティア、NPO等の各種団体等が協働し、必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていくことを目的に、平成25年度から29年度までを計画期間とする「第1期階上町地域福祉計画」を平成25年3月に策定し、平成30年3月には、更なる地域福祉の推進のため、平成30年度から34年度（令和4年度）までを計画期間とする「第2期階上町地域福祉計画」を策定しました。

この度、令和4年度が第2期計画期間の最終年度となることから、近年の国、県の動向を踏まえ計画を見直し、これまでの基本理念「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」を継承しつつ、多種多様化かつ複雑化する本町の地域福祉に柔軟かつ迅速に対応できるよう、令和5年度から9年度までを計画期間とする「第3期階上町地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

■ 計画の位置付け ■

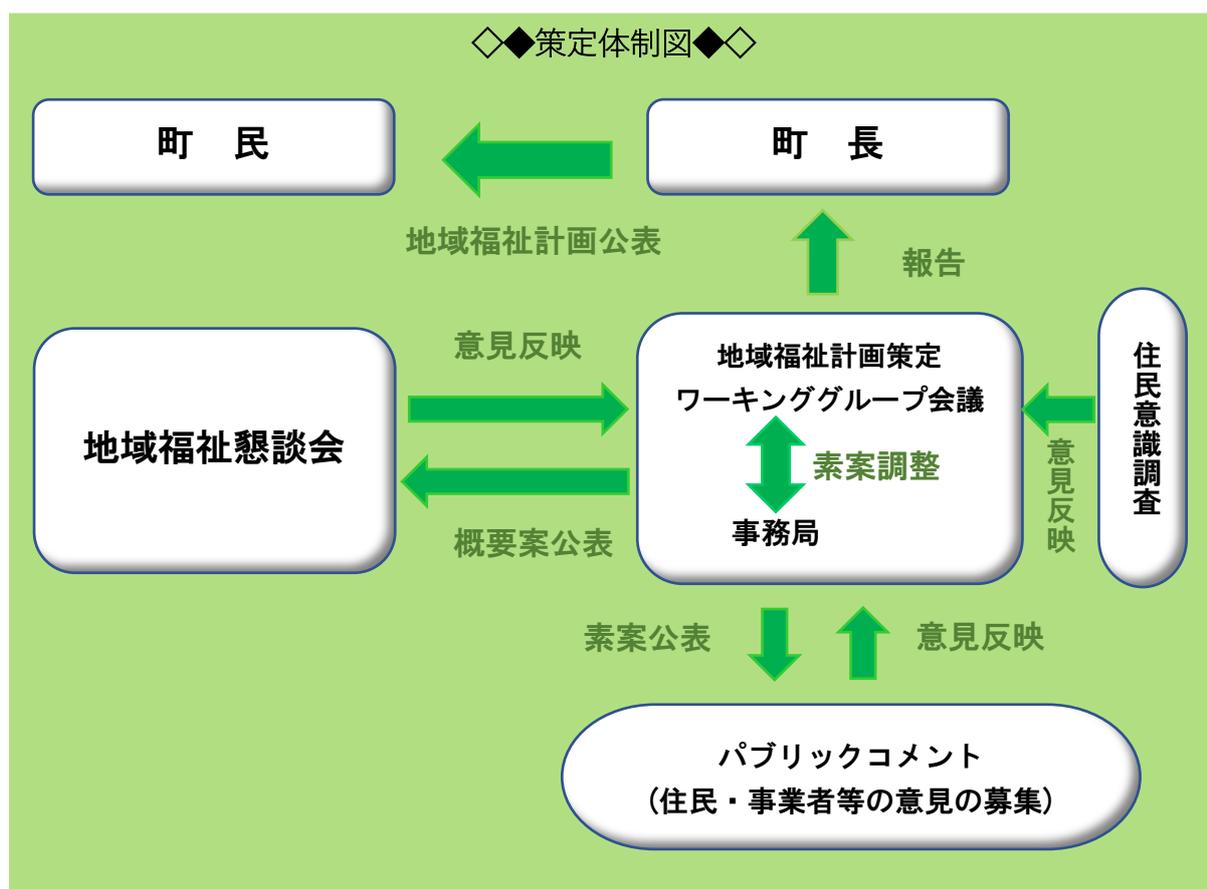


地域福祉計画は、福祉全般における総合的な計画並びに福祉分野における上位計画として位置付けられるものです。

本計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画で、「階上町総合振興計画」に基づく方針や施策と各健康福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、地域住民主体のまちづくりやより多くの住民参加を基本とする視点を持った計画となり、高齢者、障がい者、子どもなどの各分野における計画は、地域福祉計画の一部とみなし、その中で施策を展開していきます。

また、本計画は、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくものとします。

■ 計画策定の体制 ■



本計画については、住民をはじめ、社会福祉協議会、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、民生委員児童委員等、より多くの方々から意見や要望を伺い策定しました。

◆地域福祉計画策定ワーキンググループ会議の開催◆

庁内関係課職員及び町社会福祉協議会職員で構成する「第3期階上町地域福祉計画策定ワーキンググループ」による会議を開催し、計画案の検討及び作成を行いました。

◆福祉に関する住民意識調査の実施◆

町民のニーズを十分に把握し計画に反映させるため、福祉に関する住民意識調査を実施しました。

◆地域福祉懇談会の開催◆

各地区12会場で地域福祉懇談会を開催し、参加者と意見交換を行いました。

◆関係機関に対する意見聴取・意見照会◆

階上町民生委員児童委員協議会及び本町の附属機関となる階上町障害者自立支援協議会から意見聴取を行いました。また、社会福祉法人（2法人）に対し意見照会を行いました。

◆パブリックコメントの実施◆

広く住民から意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

■ 計画の期間 ■

本計画は、令和5年度から9年度までの5か年計画とします。
 なお、社会経済情勢の変化、関連計画や制度の改正等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	第1期計画															
						第2期計画										
											第3期計画					

■ 基本理念 ■

地域住民や地域の多様な主体が参画し、お互いに支え合いながら、住民一人一人が生きがいを持ち暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、第3期階上町地域福祉計画においても第2期計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進していきます。

◇ 基本理念 ◇ ともに生き支えあう福祉のまちづくり

■ 基本方針 ■

「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」を実現するため、家族の力、地域の力を合わせるとともに、地域と行政の協働による自助・共助・公助の支援体制が重要となるため、次の7つの支援を基本方針として掲げます。

支 援	内 容
①子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化するライフスタイルにあった子育て支援 ・園児、児童、生徒の虐待防止 ・子どもの貧困、ヤングケアラー等への支援
②障がい者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の雇用促進 ・障がいのある人の社会参加活動の推進 ・障がいのある人の地域生活の支援
③高齢者・要介護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築 ・生きがいづくりと介護予防の推進 ・新型コロナウイルスワクチン接種の推進
④住環境支援	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが住みやすい「住まい」の推進 ・町営住宅、民間賃貸住宅等を活用した「住まい」の推進 ・障がいのある人の自立した生活を目指した公共空間のバリアフリーの推進 ・空き家等対策
⑤健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病重症化予防及びフレイル*予防の推進 ・子育て世代、働き盛り世代への健康づくりの推進 ・新型コロナウイルスワクチン接種の推進 <p>※フレイル 加齢に伴い心身が衰え、社会とのつながりが減少した状態</p>
⑥生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員、ゲートキーパー等地域による予防活動への支援 ・フードバンク事業、青森しあわせネットワーク事業等を活用した地域支援体制の構築 ・自助、共助機能を高める施策の推進 ・生活困窮者への支援 ・就労を含む包括的な相談支援
⑦地域医療支援	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度の安定的な運営 ・地域医療構想の実現に向けた取組

■ 基本目標 ■

基本目標 1 地域を支える人づくり

「地域共生社会」の実現には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う“人財”を育てることが重要です。

地域の福祉課題に対し住民一人一人が我が事として捉え、問題の解決に向けて考え、取り組むことができる住民を育てていくことが地域福祉の推進へとつながっていきます。

そのため、多くの住民が自分たちの地域の福祉に関心を持つきっかけとして、福祉を学び、必要なスキルを持つことができるよう、地域で活動する団体への支援や地域福祉を担う“人財”の育成に取り組みます。

基本目標 2 地域での暮らしを支えるまちづくり

地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々が互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、適切に情報を提供し、身近な地域での福祉活動の活性化と地域福祉や地域課題について理解を深めることが重要となります。

また、住民の福祉ニーズは複雑かつ多様化し、包括的な支援が必要とされています。相談体制を中心とした住民ニーズへの対応を図るため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組んでいきます。

基本目標 3 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

子どもから高齢者、そして障がい者など、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくりが重要です。

各種福祉サービスを安心して利用できる状態の確保に加えて、見守りが必要な方が緊急時や災害時に孤立することのないよう、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し的確な支援に取り組みます。

また、道路、移動手段となる交通機関の整備やバリアフリー化の推進、さらに、住民一人一人が相互に理解を深め、支え合うことができるよう心のバリアフリーを推進し、高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

施策体系



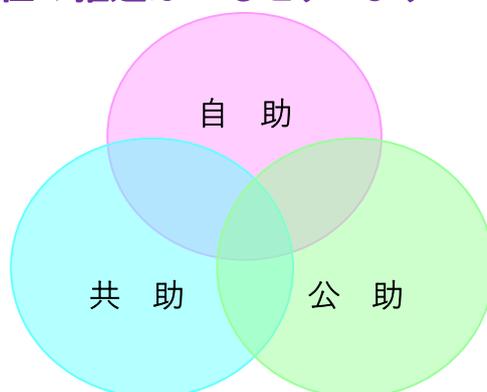
■ 地域福祉の推進 ■

地域福祉を推進するためには、実施体制や地域福祉推進の役割が重要となります。全ての地域住民が地域の課題や地域で生活する要配慮者に関心を持ち、社会的孤立者や生活困窮者等の生活課題を把握し「住民に身近な場所」となる地域において可能な限り地域で解決を試みる体制が必要となってきたことから、相談を受け、サービス等に繋ぐことのできる人財が求められています。

また、こうした地域の生活課題を多くの関係機関による協働での支援体制の整備が必要となります。

このようなことから、行政においては、部局を超えた協働での取組ができるよう、全庁的な体制を整備するとともに、住民、行政、事業者、ボランティア、NPO等の各種団体等が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となり、協働で地域福祉を推進していきます。

地域福祉の推進は“ひとり”より“みんな”で



◆住民の役割（自助）◆

住民一人一人が地域福祉に対する認識や理解を深め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自身が福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。そのため、地域活動やボランティア活動など主体的に参加することが求められています。

◆地域・事業者の役割（共助）◆

民生委員児童委員やほのぼの交流協力員は、福祉サービスの情報提供、交流会の開催などにより、地域の生活困窮者、また本人を取り巻く環境の不安要素や生活状態を早期に把握し、関係機関へ繋ぐための地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

また、福祉サービスを提供する事業者等は、利用者の自立支援に努め、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供、公開、その他関係機関との連携も必要となります。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置付けられています。本計画を推進するためには、地域福祉活動への町民参加の促進をはじめ、社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」の推進など、民間福祉団体の先導役として、各分野で大きな役割を担うことが期待されています。

◆行政の役割（公助）◆

行政は、地域福祉の目的を実現するため、地域の実態や町民ニーズを把握しながら、住民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供やサービス提供を行います。各施策を進めるため、包括的で分野横断的な取組や、住民、ボランティア、NPO、各種団体、事業者、社会福祉協議会等との協働により、総合的な支援を推進します。

■ 施策の展開 ■

基本目標 1 地域を支える人づくり

住民相互の助け合い・支え合い意識を育む広報や啓発活動を充実するとともに、学校や地域における福祉教育やボランティア体験の機会を促進します。

また、福祉活動を支援する地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等の養成や、民生委員児童委員、地域の自主防災会等による生活困窮者等要支援者の早期発見・早期対応が促進されるよう、研修会や活動支援の実施に努めます。

基本方向(1) 支えあい意識の向上

施策	取組
1-(1)-① 住民の意識啓発と参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙での地域福祉活動の紹介 ・ ホームページによる計画の周知や取組状況に関する情報提供 ・ 地域住民との出前講座や情報交換、交流会、勉強会等の開催 ・ ほのぼの交流推進事業の促進 ・ 生涯学習、講座等による意識啓発、普及
1-(1)-② 福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいや交流を中心とした教育の実施 ・ 心のバリアフリー教育の推進 ・ 福祉教育の計画的な推進 ・ 体験型福祉教育の推進 ・ 教育委員会と福祉当局、町社会福協議会との連携強化

基本方向(2) ボランティア活動・地域活動の促進

施策	取組
1-(2)-① ボランティア活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民によるボランティア活動や自主的な公益的活動の実態把握と推進 ・ NPO等支援事業の充実 ・ ボランティア団体への支援強化 ・ 町社会福祉協議会との連携強化 ・ ボランティアセンター設置支援 ・ 学習活動支援システム（マナバンク）の推進
1-(2)-② 地域活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の利用促進と施設整備 ・ 公共施設等の地域開放の働きかけ ・ 各種活動情報の提供

基本方向(3) 地域福祉を推進する人財の育成・確保

施策	取組
1-(3)-① 福祉サービスを担う人財の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の担い手となるリーダーの養成講座の開催支援 ・ 町社会福祉協議会のボランティア研修会等への支援 ・ 社会教育事業との連携 ・ 民生委員児童委員の研修会の充実 ・ 民生委員児童委員活動に関するPRの促進

基本目標 2 地域での暮らしを支えるまちづくり

福祉サービスに関わる情報を様々な手段により総合的に提供し、利用者がサービスを適切に選択し、安心して利用することができるよう体制を整備します。

また、全ての住民が生涯、健康で暮らし続けるために、生きがいを推進し、各種健診（検診）における受診率の向上に努めるとともに、健診（検診）結果に基づく説明会や健康相談、訪問指導などの充実を図ります。さらに、こころの健康づくり（自殺対策）の取組を推進しながら、健康づくり事業や予防事業等の内容の充実を図り、自身の健康に対し関心を持てるよう啓発に努めます。

生活困窮者等、要支援者の早期把握と複合化した課題を有する者に対する相談支援体制として、社会福祉協議会や民生委員児童委員はもとより、庁内において横断的なネットワークの連携を強化します。

また、対象者の属性を問わない包括的な相談支援や社会とのつながりを作る参加支援、地域からの孤独を防ぎ交流や活動の機会をつくる地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援整備事業」の実施について、町の実情に応じた施策の展開を検討します。

基本方向(1) 情報提供体制の充実

施策	取組
2-(1)-① 適切な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページによる最新の情報提供の充実 ・ 高齢者や障がい者が情報を得やすい方法の検討 ・ 総合的な福祉情報の充実 ・ 福祉サービス事業者等との連携強化、情報の共有化の促進 ・ 住民向け情報提供の充実 ・ 事業者等における相談機関との連携 ・ 対象者等への個別通知

基本方向(2) 相談支援体制の整備

施策	取組
2-(2)-① 支援相談窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、相談員のための研修会の充実 ・ 各種相談事業の充実 ・ 子育てに関する相談の充実 ・ 高齢者総合相談窓口機能の充実 ・ 生活課題を受け止める相談窓口の充実 ・ 高齢者実態把握事業の充実 ・ 要保護児童対策協議会の充実 ・ 地域と関係機関との連携の構築 ・ 専門機関とのネットワークの形成、相談への支援体制の強化
2-(2)-② 必要なサービスへつなぐ仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスや制度の周知と利用促進 ・ 地域でのネットワークづくりの促進 ・ 要支援者を中心とした自主的な通いの場づくりの構築 ・ 関係機関のネットワークの構築 ・ マネジメント力を有する専門員等の配置

基本方向③ 福祉サービス利用の推進

施 策	取 組
2-(3)-① 利用しやすい福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅、施設サービスの充実 ・ 総合的な相談体制の充実 ・ 包括支援事業の充実 ・ 地域包括支援センターの充実 ・ 地域ケア体制の充実 ・ ファミリーサポートセンター運営支援 ・ 総合的な福祉情報の充実 ・ サービス事業者、福祉従事者の専門性の向上 ・ 関係機関との連携強化 ・ 各種相談事業相談員の研修会等の支援 ・ 苦情処理体制の整備 ・ 生活困窮者等低所得者のサービス利用への負担軽減 ・ サービスの評価や内容開示による適切なサービス選択の確保
2-(3)-② 健康・生きがいがづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康意識の向上、啓発活動 ・ 健（検）診受診の啓発 ・ 地域の健康づくりリーダー（健康推進員、食生活改善推進員）の養成と活用 ・ 地域の福祉ボランティア（ほのぼの交流協力員）の育成支援 ・ 介護予防教室や健康教室の開催 ・ 地域の健康づくり講座等の開催 ・ 老人クラブ活動の充実 ・ ハローワーク、商工会、社会福祉協議会との連携 ・ こころの健康づくり（自殺対策）啓発普及、人材養成研修会の開催
2-(3)-③ 権利擁護支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用支援 ・ 日常生活自立支援事業の普及、啓発 ・ 町社会福祉協議会との連携 ・ 地域包括支援センターとの連携
2-(3)-④ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人の育成、推進 ・ 成年後見制度の利用促進 ・ 八戸圏域成年後見センターの利用促進 ・ 包括的、継続的ケアマネジメント支援の推進
2-(3)-⑤ 再犯防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止等に関する広報、啓発活動の推進 ・ 就労、住居の確保 ・ 保険医療、福祉サービスの利用の促進 ・ 児童生徒の非行防止活動及び健全育成の推進 ・ 民間協力者や関係団体等との連携

基本方向(4) 福祉サービスネットワークの構築

施策	取組
2-(4)-① 福祉ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">・各種事業者間の情報提供・活動内容の情報提供・情報交換の機会づくり・地域におけるネットワークづくりの支援
2-(4)-② 地域福祉サービスの推進	<ul style="list-style-type: none">・事業者と利用者のコーディネート体制の充実・事業者等の設立相談への支援・サービス提供事例の紹介

基本目標3 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

日常生活の利便性を高めるバリアフリー整備やユニバーサルデザイン化の推進をはじめ、買い物支援、外出支援にむけた公共交通機関の整備が求められています。そのため、関係機関と連携し緊急時に迅速な対応ができる体制づくりのほか、日常的な見守り活動における連携体制づくりに取り組みます。

基本方向(1) 高齢者や障がい者等へ配慮したまちづくりの推進

施策	取組
3-(1)-① 孤立・孤独対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・一人暮らし高齢者台帳の整備・緊急通報装置の設置・町社会福祉協議会、民生委員児童委員、ほのぼのの交流協力員との情報交換・関係機関による支援チームや地域のセーフティネットワークづくりの整備
3-(1)-② 災害時における支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・避難所の整備・自主防災組織等の充実強化・町災害ハザードマップの作成・総合防災訓練の実施・防災行政無線施設の整備・災害時要援護者登録制度の普及、勧奨・災害時要援護者登録台帳の更新、運用・個別避難支援計画の更新、運用・災害時助け合いマップの更新、運用・地域での情報提供活動の強化・民生委員児童委員やボランティア等との連携、支援・災害時ボランティアセンター設置の支援・防災士との連携強化
3-(1)-③ 安心・安全体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・交通安全、防犯意識の高揚・地域ぐるみの学校安全体制整備促進事業・情報連絡体制の整備・民間団体との連携強化・指揮指導體制の確立・広報紙での周知・出前講座の実施・消費者支援体制の充実

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター、消費者ホットラインの周知
3-(1)-④ 高齢者や障がい者等の 移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に関する支援制度の周知 ・地域にあった交通体系の推進 ・外出支援サービス事業の充実 ・外出支援、移動手段の整備 ・交通弱者への移動支援 ・庁内の連携、調整 ・県や関係機関との調整

基本方向(2) バリアフリーの推進

施 策	取 組
3-(2)-① だれもが暮らしやすい 生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設のバリアフリー化 ・道路、歩道のバリアフリー化 ・心のバリアフリーの推進 ・住宅改修支援事業の周知と利用促進 ・庁内の連携、調整 ・企業との連携 ・障がいについての啓発、普及

■ 計画の推進 ■

計画の普及・啓発

本計画の内容については、概要版の作成や広報紙、ホームページ等により周知を図るとともに、住民への理解と参加、協力を求めています。

協働による推進

計画の推進に当たっては、地域の実態や住民ニーズを把握するとともに、住民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。

また、住民、事業者、関係団体、社会福祉協議会などと協働で総合的に推進するとともに、情報については、個人情報の保護に留意しながら積極的に提供し、地域福祉情報の共有化を図っていきます。

庁内の推進体制

地域福祉計画の推進については、福祉担当課だけでなく、関係各課、地域包括支援センター等とも連携を進めて円滑な進行管理を実施します。

また、既存の健康はしかみ21、はしかみ障害者プラン、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、地域防災計画、生涯学習のまちづくり推進計画等の推進状況及び整合性を図り、進行管理を行います。

計画の進行管理

地域福祉計画は、地域福祉行政全体の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、子ども等に関する各分野の計画における評価については、基本的に各分野を尊重しつつ、ワーキンググループ等を設置し、計画の実施状況や目標の達成度を必要に応じて調整、連携するものとします。

また、本計画を含む各分野においては、計画を確実に推進し、次期計画につなぐため、PDCAサイクルの手法等を活用するなど、効果的かつ効率的に施策及び事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

◆進行管理のPDCAサイクルのイメージ図

